

2021年4月14日

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司

発 言 要 旨

- 1 町長の保有する滞納者の個人情報を議会が共有することは個人情報保護条例（以下「条例」）で規制されています。
 - （1）すなわち徴税事務を取扱う目的で収集された個人情報を町長が議会に提供することは、条例9条1項によって禁止されており、同条2項によって例外的に許される場合にも、一般的には個人情報保護審査会への諮問と本人への通知が義務づけられています。
 - （2）被告はこの点について、議会には地方自治法（98条）に基づく書類検閲権等があるので、条例上の規制なしに滞納者情報を共有できるのだと主張しています。しかし、そんな理屈が通るのであれば、地方自治体の首長が、その管理執行権（148条）に基づいて滞納者情報を役場全体に拡散させることについても条例上の規制は不要、という不当な結論に至ります。
 - （3）そもそも、個人情報の目的外利用や提供に対する本人の利用停止請求権（条例32条1項1・2号）は、「法令等の規定に基づく」目的外利用や提供も対象から除外されていません。

そして、自己に関する情報が議会に対して提供されている事実を本人が知らなければ

条例に基づく利用停止請求権は行使できません。その提供が議会の審議中だけの一時的なものなのか、議員が持ち帰って継続的に利用することまでを許すものなのかの違いも、利用停止請求の可否の判断（条例 33 条）に影響するものです。

- (4) 言い換えれば、滞納者名簿の内容が個人情報として保護されるべきものであるからこそ、これが特別委員会で配布されたまま回収されていないという事実は、住民に周知されなければならないことです。

2 特別委員会の過去 10 年間の議事録は、資料として配布された滞納者名簿が回収されないようになるに至った経過をはっきりと記録しています。

- (1) すなわち、

- ①初年度（平成 23 年度）の特別委員会においては、最後（第 4 回）の期日の後に委員を含む議員全員から回収され、
- ②翌年度（平成 24 年度）においては、傍聴議員からのみ資料が回収され、
- ③遅くとも平成 27 年度以降は、傍聴議員を含む全議員に対し回収を求めないことになった

——という経過が、特別委員会の議事録上明らかです。

- (2) 特別委員会に委員として出席または傍聴した議員から、滞納者名簿が回収されていないという事実は「秘密会の議事」として保護されるべきものではなく、従って原告が本会議の議場及び SNS の上でその事実指摘したことは、会議規則（92 条 2 項）所定の秘密保護義務違反に該当する行為ではありません。

原告の行為は、町民の個人情報が保護されるため、そして議会運営の透明性を確保するために必要なものであります。

従って、議会が原告に陳謝を命じたことは本末転倒と言うべき違法処分であります。

また、原告が陳謝を拒否したのは、議会の品位を損うとか議事妨害にあたるなどと評価されるべくもない、全く正当な行為であります。

3 裁判所は、本件各違法処分を取消す権限を有する本来的な国家機関です。

(1) わが国の裁判所は、1960（昭和35年）年以来長きにわたって、除名処分以外の地方議会の懲罰処分に対する司法的救済を拒んで来ました。除名処分以外の懲罰は議会の内部的規律の保持の問題であるという説明がこの60年間くり返されて来ました。

(2) しかし昨年11月25日の大法廷判決は昭和35年の大法廷判決を変更し、「出席停止の懲罰の適否も司法審査の対象となる」と判示しました。

この判決の眼目は、司法審査の対象が除名処分に一段下の処分にまで拡大された、という程度問題ではなく、訴えが「法令の適用によって終局的に解決し得るもの」を司法審査の対象としたところにあります。

「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて、一切の法律上の争訟を裁判する」という裁判所法第3条の原点に立ち帰って、地方議会の懲罰処分の問題を考えるべきである、という判断を最高裁は示したのです。

処分の適否が「法令の適用によって終局的に解決し得る」という点において、戒告、陳謝も出席停止・除名も変りはありません。

(3) 懲罰処分はその軽重にかかわらず、被処分者たる議員が地方自治法または会議規則、委員会条例のいずれかの規範に違反した、という公的評価にあたります。その公的評価が違法である場合に、議会内の多数者の判断に委ねられるべきであるとしてこれが放置されれば、主権者たる住民に対して誤った情報が与えられることになります。

このことは、対象議員の「住民の代表としてその意見を…団体の意思決定に反映させるべく活動する責務」を妨げるものであり、住民の意思代表機関としての議会の機能を

損うものです。

(4) 被告の本案前の主張は「議会の決定に対して裁判所は口を出すな」ということに尽きます。このような考え方は、町村議員の地位が単なる名誉職であるとされた時代ならばいざ知らず、今日においては全くの時代錯誤です。

地方議会が憲法（93条）に基づく議事機関として法の支配の下に置かれているものである以上、懲罰処分についてはその軽重にかかわらず、議会内の多数者の判断が果して適正な法的評価であるか否か、という点に関し司法的救済の門戸が開かれなければなりません。

裁判所の適切な審理を要望致します。

以上